

令和 6年3月19日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

4月の「もっけん」たより

◎ 保険証の廃止について

現在の健康保険証が2024年12月2日に廃止されることを政府が正式に決定しました。これからはマイナンバーカードで受診いただきますようお願い申し上げます。

なお、マイナンバーカードの発行までは約1か月から2か月かかります（名古屋市の場合）。まだ交付されていない方は速やかにお申し込みください。申請はパソコンやスマートフォンからの申請や郵便による申請のほか、まちなかの証明写真機からも申請が可能です。

※メリットや利用登録方法は別紙「マイナ保険証をご利用ください」をご覧ください。

◎ 令和6年度 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定により、令和6年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は次に掲げる額のうち、いずれか少ない額がその者の標準報酬月額となります。なお、適用期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間となります。

1. 被保険者の資格を喪失したとき（退職時）の標準報酬月額。
2. 令和5年9月30日時点における当健康保険組合の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額364,724円を、標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額（360,000円）。

◎ 資格取得届等の事前提出について

厚生労働省からの通知により、資格取得届とこれに関連する被扶養者異動届に限り入社前に提出ができるようになりました。内定等により、入社が確実に見込まれる方は事前にご準備をお願いします。ただし、保険証の発行は入社日当日または入社日当日以降の最短営業日となります。オンライン資格確認の円滑な実施のためご協力をお願いします。